

だい き おおさか さやま し しょう ふくし けいかく およ  
第7期大阪狭山市障がい福祉計画及び

だい き おおさか さやま し しょう じ ふくし けいかく  
第3期大阪狭山市障がい児福祉計画

がいようばん  
概要版

れいわ ねん ねん ねん がつ  
令和6年(2024年)3月

おおさか さやま し  
大阪狭山市

# 1. 計画策定の背景と主旨

国においては、近年、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある人の権利が保障されるよう、法律や制度の整備を進めています。

この度、令和5年度(2023年度)で前計画が終了することから、本市における障がいのある人及び児童の実情を把握するとともに、前計画に基づくこれまでの取組みと進捗状況を検証したうえで、「第7期大阪狭山市障がい福祉計画及び第3期大阪狭山市障がい児福祉計画」を策定します。

# 2. 計画の位置づけ

本計画は、本市における各種サービスを円滑に提供するため、成果目標、活動指標及び障がい福祉サービス等の必要量の見込みを設定し、体制確保の方策を定める計画です。

策定においては、上位計画である「大阪狭山市総合計画」、「大阪狭山市地域福祉計画」と整合を図ります。加えて、本計画は、本市における障がい者施策の方針を定めた「第3次大阪狭山市障がい者計画」を着実に実行するための具体的方策を定める計画です。

# 3. 計画の期間

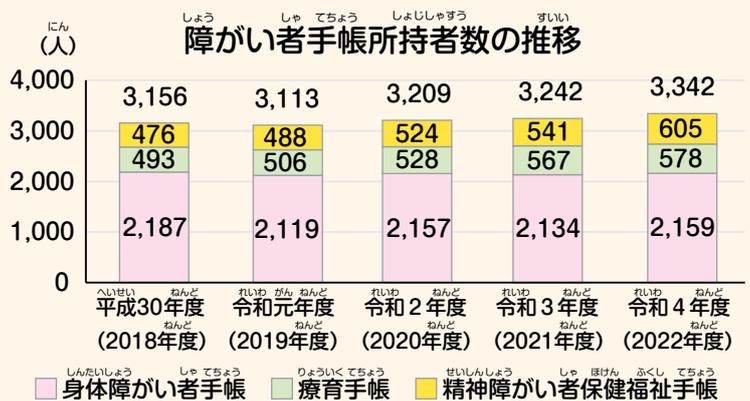
本計画の期間は、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3年間としますが、計画期間中においても必要に応じて内容を見直します。

	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度	令和6年度 2024年度	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度	令和9年度 2027年度	令和10年度 2028年度	令和11年度 2029年度
障がい者計画	第3次大阪狭山市障がい者計画						第4次大阪狭山市障がい者計画		
障がい福祉計画	第6期障がい福祉計画		第7期障がい福祉計画			第8期障がい福祉計画			
障がい児福祉計画	第2期障がい児福祉計画		第3期障がい児福祉計画			第4期障がい児福祉計画			

# 4. 大阪狭山市の障がい者(児)を取り巻く現状

## (1) 人口、障がい者手帳所持者数の推移

本市の総人口は、令和4年度(2022年度)末現在58,118人で、減少傾向です。障がい者手帳所持者数は、令和4年度(2022年度)末現在3,342人で人口総数に占める障がい者手帳所持者の割合は5.8%と増加傾向です。



資料：福祉グループ(各年度末現在)

しょう しゃ てちょう しょうしゃ ねんれいべつうちわけ  
**(2) 障がい者手帳所持者の年齢別内訳**

れいわ ねんど ねんど まつげんざい かくてちょう  
 令和4年度(2022年度)末現在、各手帳  
 しょうしゃ さいいじょう わりあい しんたいしょう  
 所持者の18歳以上の割合をみると、身体障  
 がい者手帳が97.5%、療育手帳が69.9%、  
 せいしんしょう しゃ ほけん ふくし てちょう  
 精神障がい者保健福祉手帳が94.4%となっ  
 ています。

	さい みまん 18歳未満		さい いじょう 18歳以上	
	にん 人	こうせいひ 構成比	にん 人	こうせいひ 構成比
しんたいしょう しゃ てちょう 身体障がい者手帳	53	2.5%	2,106	97.5%
りょういく てちょう 療育手帳	174	30.1%	404	69.9%
せいしんしょう しゃ 精神障がい者 ほけん ふくし てちょう 保健福祉手帳	34	5.6%	571	94.4%

しりょう ふくし れいわ ねんど ねんど まつげんざい  
 資料：福祉グループ（令和4年度（2022年度）末現在）

おおさかさやまし きほん りねん きほん ほうしん  
**5. 大阪狭山市の基本理念と基本方針**

きほん りねん  
**基本理念**

だれ あんしん く きょうせいしゃかい じつげん  
**誰もが安心して暮らせる共生社会の実現をめざして**

しみん ひとり しょう りかい たちば はいりよ くふう おこな さべつ しょうへき  
 市民一人ひとりが障がいについて理解し、それぞれの立場でできる配慮や工夫を行い、差別や障壁  
 をなくすよう努め、障がいの有無に関係なく、すべての人にとって暮らしやすい、ともに生きる共生  
 社会の実現をめざして、本計画を推進するものとします。

きほん ほうしん  
**基本方針**

- ていきょう およ そうだん たいせい じゅうじつ ○サービス提供及び相談体制の充実
- ちいき きょうせい しゃかい じつげん ○地域共生社会の実現

れいわ ねんど ねんど せいか もくひょう  
**6. 令和8年度(2026年度)における成果目標**

ふくし しせつ にゅうしょしゃ ちいき せいかつ いこう  
**(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行**

こうもく 項目	もくひょう 目標
しせつ にゅうしょしゃ ちいき いこう 施設入所者の地域移行	ふたり 2人
しせつ にゅうしょしゃすう さくげん 施設入所者数の削減	ひとり 1人

せいしんしょう たいおう ちいき ほうかつ こうちく  
**(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築**

こうもく 項目	もくひょう 目標	
せいしんしょう しゃ せいしんびょうしょう たいいん こ ねん いない ちいき へいきん せいかつ にっすう 精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	にちいじょう 325.3日以上	
せいしんびょうしょう ねん いじょう ちょうき にゅういん かんじやすう 精神病床における1年以上の長期入院患者数	にん い か 60人以下	
せいしんびょうしょう そうき たいいんりつ 精神病床における早期退院率	にゅういんこ かげつ じてん 入院後3ヶ月時点	いじょう 68.9%以上
	にゅういんこ かげつ じてん 入院後6ヶ月時点	いじょう 84.5%以上
	にゅういんこ ねん じてん 入院後1年時点	いじょう 91.0%以上

### (3) 地域生活支援の充実

こもく 項目	もくひょう 目標
ちいき せいいかつ しえん きよてん とう せいび 地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果 的支援体制及び緊急時の連絡体制を構築し、年1回以上、運用状況を検証及び検討	けいぞく 継続
きょうど こうどうしやう ゆう しやう しや じようきやう しえん はあく ちいき かんけい き 強度行動障がい有する障がい者の状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機 関が連携した支援体制の整備	じつじやう しえん かん 実情や支援ニーズに関する 調査及び大阪府強度行動 障がい地域連携モデルを 参考とした取組みを実施

### (4) 福祉施設から一般就労への移行促進

こもく 項目	もくひょう 目標
いっばんしゅうろう いこうしやすう 一般就労移行者数	12人 2人 3人
しゅうろう いこう しえん いっぱんしゅうろう いこうしやすう 就労移行支援における一般就労移行者数	12人
しゅうろう けいぞく しえん がた いっぱんしゅうろう いこうしやすう 就労継続支援A型における一般就労移行者数	2人
しゅうろう けいぞく しえん がた いっぱんしゅうろう いこうしやすう 就労継続支援B型における一般就労移行者数	3人
いっばんしゅうろう いこう ひと わりあい 一般就労へ移行した人の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合	わり いじやう 6割以上
しゅうろう ていちゃく しえん じぎょう りやうしやすう 就労定着支援事業の利用者数	にん 6人
しゅうろう ていちゃく かり いじやう しゅうろう ていちゃく しえん じぎょうしよ わりあい 就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合	わり いじやう 2.5割以上
きょうぎかい しゅうろう しえん ぶかい どう せつち 協議会(就労支援部会)等の設置	けいぞく 継続
しゅうろう けいぞく しえん がた じぎょうしよ こうちん げつがく へいきん かく 就労継続支援B型事業所における工賃の月額平均額	えん 19,365円

### (5) 相談支援体制の充実・強化等

こもく 項目	もくひょう 目標
きかん そうだん しえん せつち およ きかん そうだん しえん ちいき そうだん しえん たいせい きやうか 基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を 図る体制の確保	けいぞく 継続
きょうぎかい こべつ しれい けんどう つう ちいき きばん かいほつ かいぜん たいせい かくほ 協議会での個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善と体制の確保	けいぞく 継続

### (6) 障がい福祉サービス等の質の向上

こもく 項目	もくひょう 目標
しつ こうじやう はか どりく かなか たいせい こうちく サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制を構築	けいぞく 継続

### (7) 障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築

こもく 項目	もくひょう 目標
じどう はつたつ しえん せつち 児童発達支援センターの設置	けいぞく 継続
しょう じ ちいき しゃがい さんか ほうやう すいしん たいせい こうちく 障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築	けいぞく 継続
おも じゅうしやうしんしんしょう じ しえん じどう はつたつ しえん じぎょうしよ およ ほうかこ どう じぎょうしよ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所 の確保	かく しょ 各2か所
いりやうてき じ しえん ぼけん いりやう しょう ふくし ぼいく きやういくとう かんけい きかん とう れんけい 医療的ケア児支援について保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携 を図るための協議の場の設置	きやうぎ ば 協議の場の 活性化
いりやうてき じ どう かん さい 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	ふくし かんけい ふたり 福祉関係：2人 いりやう かんけい ひとり 医療関係：1人

# 7. 障がい福祉サービス等の見込み（1月当たり）

## (1) 訪問系サービス

サービス名	概要	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事等の生活全般にわたる援助を行います。	145人 2,037時間	153人 2,150時間	164人 2,301時間
重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事等の援助や外出時における移動中の介護を行います。	10人 568時間	11人 630時間	12人 693時間
同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な人に、外出に必要な情報の提供や移動の援護などを行います。	27人 780時間	28人 809時間	29人 838時間
行動援護	知的障がいや精神障がいなどにより行動が困難で常に介護が必要な人に、外出時における移動中の介護や行動する際に必要な援助を行います。	4人 183時間	4人 183時間	4人 183時間
重度障がい者等包括支援	常に介護を必要とする人の中でも、特に介護の必要度が高い人に、居宅介護等のサービスを包括的に提供します。	見込み なし	見込み なし	見込み なし

## (2) 日中活動系サービス

サービス名	概要	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
生活介護	常に介護を必要とする人に、施設で入浴・排せつ・食事等の介護や創作的活動などの機会を提供します。	110人 2,053日	114人 2,125日	119人 2,219日
自立訓練 (機能訓練)	身体障がい者または難病を患っている人等に対して、必要なりハビリテーション、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。	1人 23日	1人 23日	1人 23日
自立訓練 (生活訓練)	知的障がい者または精神障がい者等に対して、自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。	2人 46日	2人 46日	2人 46日
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がい者に対して、生産活動の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行います。	19人 322日	21人 357日	22人 375日
就労継続支援 A型	企業等に就労することが困難な障がい者に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行います。	41人 694日	43人 728日	46人 779日
就労継続支援 B型	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がい者に対して、生産活動等の機会の提供、知識と能力向上のために必要な訓練等を行います。	182人 3,069日	191人 3,218日	201人 3,383日

サービス名	概要	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
就労定着支援	一般就労した障がい者が、職場に定着できるよう支援する事業です。施設の職員が就職した事業所等を訪問することで、障がい者や企業を支援します。	6人	6人	6人
就労選択支援	就労を希望する障がい者に対して、希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを担います。	—	1人	1人
療養介護	医療的ケアが必要で、常に介護を必要とする人に昼間に病院などにおいて機能訓練、療養上の管理、看護等を提供します。	4人	4人	4人
短期入所	自宅で介護を行っている人が、病気などの理由により介護を行うことができない場合に、施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。	28人 219日	29人 226日	31人 236日

きよじゆうけい

### (3) 居住系サービス

サービス名	概要	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
共同生活援助	障がい者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。	79人	83人	88人
施設入所支援	施設に入所する障がい者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の支援を行います。	27人	27人	26人
自立生活援助	入所施設や共同生活援助を利用していた障がい者へ、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。	2人	2人	2人

けいかく そうだん しえん ちいき いごう しえん ちいき ていちゃく しえん

### (4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

サービス名	概要	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
計画相談支援	障がい福祉サービス利用申請時のサービス等利用計画案の作成やサービス支給決定後の連絡調整を行います。	159人	168人	177人
地域移行支援	障がい者支援施設や精神科病院に入院している人が地域生活に移行するための相談等を行います。	1人	1人	1人
地域定着支援	居宅において単身生活をする障がい者に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談等を行います。	1人	1人	1人

しょう し つうしよ しえん  
**(5) 障がい児通所支援**

サービス名	概要	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行います。	110人 1,042日	124人 1,174日	140人 1,326日
放課後等 デイサービス	通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のための訓練等を行います。	258人 3,060日	283人 3,356日	311人 3,688日
保育所等 訪問支援	障がい児が通う保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための支援等を行います。	44人 68日	46人 71日	48人 74日
居宅訪問型 児童発達支援	外出することが著しく困難な重症心身障がい児等の重度の障がい児に対して、居宅を訪問して発達支援を行います。	見込み なし	見込み なし	見込み なし
障がい児 相談支援	障がい児通所支援の利用を希望する障がい児に対して、障がい児支援利用計画案を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行います。	152人	171人	192人

ちいき せいかつ しえん じぎょう  
**8. 地域生活支援事業**

ひつす じぎょう  
**(1) 必須事業**

サービス名	概要	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
理解促進研修・ 啓発事業	障がいに対する理解を深めるための研修や、啓発活動などを行います。	実施	実施	実施
自発的活動 支援事業	障がい者、その家族が自発的に行う活動を支援します。	実施	実施	実施
障がい者 相談支援事業	障がい福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報及び助言などを行うとともに、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行います。	3事業所	3事業所	3事業所
住宅入居等 支援事業	一般住宅への入居が困難な障がい者に対して、入居に必要な支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて地域生活を支援します。	実施	実施	実施
基幹相談支援 センター等 機能強化事業	一般的な相談支援事業に加え、専門職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。	実施	実施	実施
成年後見制度 利用支援事業	成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。	6人	6人	7人

サービス名	概要	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
法人後見支援 事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行う法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。	実施予定 無し	実施予定 無し	実施予定 無し
手話通訳者 派遣事業	手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。	80人	80人	80人
要約筆記者 派遣事業		95時間	95時間	95時間
手話通訳者 設置事業	市役所に手話通訳者を配置します。	55人	57人	58人
手話通訳者 設置事業	市役所に手話通訳者を配置します。	87時間	90時間	92時間
手話通訳者 設置事業	市役所に手話通訳者を配置します。	ひとり	ひとり	ひとり
手話通訳者 設置事業	市役所に手話通訳者を配置します。	15人	15人	15人
手話通訳者 設置事業	市役所に手話通訳者を配置します。	1,702件	1,742件	1,786件
手話通訳者 設置事業	市役所に手話通訳者を配置します。	143人	151人	158人
手話通訳者 設置事業	市役所に手話通訳者を配置します。	21,248 時間	22,309 時間	23,281 時間
手話通訳者 設置事業	市役所に手話通訳者を配置します。	2か所	2か所	2か所
手話通訳者 設置事業	市役所に手話通訳者を配置します。	60人	60人	60人

## (2) 任意・その他事業

サービス名	概要	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
日中一時支援 事業	日中活動の場の確保により、介護者の就労支援や家族の一時的な休息などの支援を行います。	8か所 3人	8か所 4人	8か所 4人
社会参加促進 事業	レクリエーション活動を通じて、障がい者の交流や余暇促進を図ります。	1回	1回	1回
奉仕員養成 研修事業	障がい者の福祉の向上のため、要約筆記者や朗読奉仕員の養成講座を実施します。	10人	10人	10人
重度障がい児 地域生活入浴 サービス費 助成事業	在宅の重症心身障がい児に対して、施設で入浴サービスを提供します。	ひとり 1人	ひとり 1人	ひとり 1人

第7期大阪狭山市障がい福祉計画・第3期大阪狭山市障がい児福祉計画 概要版

令和6年(2024年)3月

発行 大阪狭山市健康福祉部福祉グループ

(令和6年(2024年)4月からは福祉政策グループ)

〒589-8501 大阪府大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1

電話 072-366-0011(代表) FAX 072-366-9696